

韓国「温室効果ガス排出権取引制度に関する法律（案）」の 立法予告について

平成 22 年 11 月 29 日
環境省市場メカニズム室

2010 年 11 月 17 日、韓国の国務総理室（日本の内閣府に相当）は、2010 年 1 月 13 日に公布された低炭素グリーン成長基本法第 46 条¹に規定する温室効果ガス排出権取引制度を導入するための「温室効果ガス排出権取引制度に関する法律（案）」（別添（仮訳））の立法予告²を公示した³。

国務総理室は、12 月 7 日まで、この法律（案）に対する各機関・団体又は個人からの意見を募集する。並行して、各行政機関との調整も行われる予定。これらのプロセスを経て、政府全体としての法律（案）が策定されることとなる。

立法予告された本法律（案）では、2013 年 1 月 1 日から 2015 年 12 月 31 日までを第一次計画期間とするキャップ&トレード方式の国内排出量取引制度を導入することとしている。その他制度概要は以下の通り。

①対象期間：

- ・ 第一次：2013 年 1 月 1 日から 2015 年 12 月 31 日まで
- ・ 第二次以降：5 年ごと

②対象ガス：

GHG 6 ガス（CO₂、CH₄、N₂O、HFCs、PFCs、SF₆）及び大統領令で定める温室効

¹ 低炭素グリーン成長基本法第 46 条の条文（仮訳）は以下の通り。

（総量制限排出権取引制度等の導入）
第 46 条 政府は、市場機能を活用して効率的に国家の温室効果ガス削減目標を達成するため、温室効果ガスの排出権を取引する制度を実施することができる。
2 第 1 項の制度には、温室効果ガスの排出許容総量を設定して排出権を取引する制度及びその他国際的に認められる取引制度を含む。
3 政府は、第 2 項に基づく制度を実施する場合、気候変動に関する国際交渉を考慮しなければならない、国際競争力が著しく弱まるおそれがある第 42 条第 5 項の管理業者に対しては、必要な措置を講じることができる。
4 第 2 項に基づく制度の実施のための排出許容量の割当方法、登録・管理方法及び取引所の設置・運営等は、別に法律で定める。

² 立法予告とは、政府が法律を制定するに当たり、その制定理由と主要内容を公示して、その内容を国民に広く知らせて意見を聴く、韓国の行政手続法第 41 条の規定による手続きをいう。

³ 2010 年 11 月 17 日付け国務総理室公告第 2010-60 号

果ガス

③制度対象者：

- 温室効果ガス管理制度の対象業者のうち、大口排出者
- 基準年排出量が基準量を超える者のうち、自発的に参加する者

④排出枠の設定方法：

- 第一次計画期間においては、排出枠の総量の9割以上を無償で設定する。
- 第二次計画期間においては、無償で設定する比率を別途定める。
- 第三次計画期間以降は、すべてを有償で設定する。

⑤義務の遵守方法：

- 制度対象者は、毎年度、排出量の算定を行い、検証機関の検証を受けて政府に報告する。政府は、報告された検証済み排出量の適切性を評価して認証し、排出量を排出権登録簿に記録する。
- 制度対象者は、毎年度、認証された排出量に相当する排出枠を政府に提出しなければならない。提出量が不足する場合は、1トン当たり100万ウォン以下の課徴金が科せられる。
- 排出量の報告義務違反、排出枠の提出義務違反について、別途5000万ウォン以下の過怠金が賦課徴収される。

⑥事業者の負担の緩和措置：

- バンキング及びボローイングが可能。政府は、バンキング及びボローイングの量を制限することができる。
- 外部クレジットの活用を一定の質的・量的制限を設けて可能とする。
- 政府は、排出枠価格の高騰時に、有償設定の前倒し、新規参入リザーブの放出、制度対象者の範囲の見直し等の市場安定化措置を講じることができる。
- 炭素集約度及び貿易集約度を用いて、国際競争力への影響やその結果としての炭素リーケージへの配慮措置を排出枠の設定において講じる。

⑦登録簿：

排出権登録簿及びオフセット登録簿を設置する。

⑧適切な市場基盤：

- 制度対象者のほか、国内の個人又は法人が取引参加者、韓国と国際リンク

について合意した海外の個人又は法人が取引参加者となることができる。
ただし、政府は、市場操縦行為、無効な排出権の売買、金融取引関係法令違反行為を行った個人又は法人に対し、取引参加を制限することができる。

- 政府は、排出権取引所を指定し又は設立することができる。

⑨その他：

- 国際リンクに関する手続きについて規定。
- 政府は、排出権取引制度に関する国際協力を行う専門機関を指定又は設置することができる。
- 政府は、温室効果ガスの削減、エネルギーの節約及び低炭素緑色産業の振興のために低炭素緑色基金を設置し、制度対象者及び取引参加者に課される法定手数料、排出枠の有償設定による収入等をもって財源とする。

温室効果ガス排出権取引制度に関する法律(案)

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、低炭素緑色成長基本法（以下「基本法」という。）第四十六条に規定する温室効果ガス排出権取引制度（以下「排出権取引制度」という。）を導入することによって、価格機能と市場的基盤に基づく費用効果的な方式で温室効果ガスの排出削減を推進し、国内炭素市場を活性化して国際炭素市場に積極的に備えるのを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で用いる用語の定義を以下の通り定める。

- 一 「温室効果ガス」とは、基本法第二条第九号に規定する温室効果ガスをいう。
- 二 「排出権」とは、一定の期間内に一トンの二酸化炭素（CO₂）又は二酸化炭素1トンに相当する温室効果ガスを排出できる権限をいう。
- 三 「排出権割当」とは、割当対象業者に排出権の保有量に相当する温室ガスを排出することができるよう制限的に権限を付与する行為をいう。
- 四 「排出権提出」とは、排出権割当対象業者が保有した排出権を政府に提出する行為をいう。
- 五 「取引参加者」とは、この法律により排出権を取引できる者をいう。
- 六 「新規参入者」とは、第五条に規定する排出権取引制度の計画期間中に施設を新規で開設し、施設の変更又は拡張等を通じて新たに第七条に規定する割当対象業者に追加された者をいう。
- 七 「履行年度」とは、計画期間内の年度別遵守期間であつて、履行年度の開始時点を毎年一月一日とし、終了時点を当該年度の十二月三十一日とする。
- 八 「認証」とは、割当対象業者の温室効果ガス排出量を、第二十二条の規定により政府で最終検討して確定することをいう。
- 九 「早期削減実績」とは、第七条に規定する割当対象業者を指定する以前に当該業者が自発的に温室効果ガス削減を行ったことを、第二十六条の規定により認められたものをいう。

- 十 「オフセット」とは、第七条により指定された割当対象業者が、この法律に規定する排出権取引制度が適用されない国内外の事業部門で自発的に温室効果ガスを削減した実績に対し、政府の認証を受けて第十六条に規定する排出権提出とみなされることをいう。
- 十一 「追加性(Additionality)」とは、人為的に温室効果ガスを削減し、又はエネルギーを節約するために一般的な経営条件で実施することができる活動以上の追加的な努力として、第二十二条に規定するオフセット事業の妥当性評価及び認証の基準になるものをいう。

(基本原則)

第三条 この法律に規定する排出権取引制度は、次の各号の基本原則に基づき導入され、運営されなければならない。

- 一 政府は、基本法に規定する国の温室効果ガス削減目標を費用効果的に達成することができるよう、市場機能を最大限活用するものとする。
- 二 政府は、排出権取引制度において、一般的な取引原則が遵守され、公正性、透明性及び市場効率性が確保されるための方策を講じなければならない。
- 三 政府は、排出権取引制度を運営するに当たり、経済部門の国際競争力を考慮しなければならない。
- 四 政府は、国際的基準に適合するように排出権取引制度を運営することにより、国際炭素市場との関係を考慮しなければならない。
- 五 政府は、排出権取引制度に関する計画の策定と運営において、大韓民国の温室効果ガス排出削減目標と「気候変動に関する国際連合枠組み条約」及び同条約と関連する国際的合意に伴う原則を遵守するものとする。

(排出権取引制度基本計画の策定等)

第四条 緑色成長委員会は、体系的な排出権取引制度を導入し、運営するため、排出権取引制度基本計画（以下「基本計画」という。）を、閣僚会議の審議を経て策定しなければならない。

- 2 基本計画には、次の各号の内容が含まれなければならない。
 - 一 排出権取引制度の現況及び展望に関する事項
 - 二 排出権取引制度運営の基本的方向に関する事項
 - 三 温室効果ガス削減目標設定及び第五条に規定する排出権取引制度計画期間の運営に関する事項
 - 四 各部門別の経済成長の展望を考慮した新規投資及び市場拡大に関する事項

- 五 排出権取引制度の導入及び運営に伴う経済影響分析、エネルギー価格変動、物価安定等に関する事項
 - 六 貿易集約度及び炭素集約度を考慮した国内産業の支援対策に関する事項
 - 七 国際炭素市場との関係方策及び国際協力に関する事項
 - 八 その他財源調達、人材育成、教育広報等排出権取引制度の運営のために必要と認められる事項
- 3 緑色成長委員会は、基本計画を策定又は変更しようとするときは、関係中央行政機関、地方自治体及び関連する利害関係者の意見を聴かなければならない。
 - 4 緑色成長委員会は、基本計画を変更するときは、閣僚会議の審議を経なければならない。ただし、大統領令で定める軽微な事項を変更する場合は、この限りでない。
 - 5 緑色成長委員会は、基本計画に基づき排出権取引制度が運営されるよう、次の各号に関する事項を審議調整する。
 - 一 第五条に規定する国家排出権割当計画に関する事項
 - 二 第七条及び第八条に規定する割当対象業者及び割当方法に関する重要事項
 - 三 第十七条に規定する国際排出権認定及び第二十四条に規定する国外オフセット認証に関する重要事項
 - 四 第二十七条に規定する排出権取引制度に関連する国際協力に関する事項
 - 五 その他緑色成長委員会委員長が必要と認める事項

第二章 排出権の割当

(国家排出権割当計画の策定等)

- 第五条 政府は、第四条に規定する基本計画により温室効果ガス削減のための市場参加者の予測可能性を向上して、効果的な温室効果ガス削減目標を達成するため、五年を一つの排出権取引制度計画期間（以下「計画期間」という。）の単位とする国家排出権割当計画（以下「割当計画」という。）を策定するものとする。
- 2 割当計画は、次の各号の事項について規定するものとする。
 - 一 国家温室効果ガス削減目標を考慮した排出権の総数量に関する事項
 - 二 部門別、業種別及び履行年度別排出権の割当基準及び割当量に関する事項
 - 三 新規参入者のための予備分の数量及び配分基準に関する事項

- 四 早期削減実績の認定に関する事項
 - 五 競売による有償割当に関する事項
 - 六 第十四条に規定する排出権の繰越及び借入並びに第二十五条に規定するオフセットの基準及び運営に関する事項
 - 七 次期計画期間の準備等を含む計画期間全体に対する評価に関する事項
 - 八 その他排出権割当のために必要と認められる事項
- 3 政府は、計画期間中に国内外の経済状況の急激な変化及び技術の発展等があると認められる相当な理由がある場合には、割当計画の妥当性を評価した後、緑色成長委員会と協議して、割当計画の一部を変更することができる。
 - 4 割当計画を策定又は変更する場合は、大統領令で定める手続きにより、緑色成長委員会の審議及び閣僚会議の議決を経なければならない。
 - 5 政府は、割当計画を策定しようとするときは、あらかじめ公聴会を開催して意見を聴くものとし、公聴会で提示された意見が妥当と認められるときは、割当計画に反映しなければならない。
 - 6 第一項から第五項までに規定した事項のほか、割当計画の策定及び変更等に必要な事項は、大統領令で定める。

(排出権割当委員会の設置等)

- 第六条 政府は、排出権の取引及び割当等排出権取引制度に関する主要な事項を策定、審議及び調整するため、排出権割当委員会（以下「割当委員会」という。）を設置することができる。
- 2 割当委員会は、次の各号に掲げる事項を審議調整する。
 - 一 第五条に規定する国家排出権割当計画に関する事項
 - 二 第十五条に規定する排出権取引市場の安定化に関する事項
 - 三 第二十二条に規定する排出権認証及び第二十五条に規定するオフセットの基準に関する重要事項
 - 四 排出権取引制度に関する主要施策に関する事項
 - 五 排出権取引制度に関する国際協力に関する事項
 - 六 その他に排出権取引制度に関して委員長が提起する事項
 - 3 割当委員会は、委員長一人を含む二十人以内の委員で構成し、割当委員会の委員を次の各号から任命するものとする。
 - 一 企画財政部、教育科学技術部、農林水産食品部、知識経済部、環境部、国土海洋部等関係中央行政機関の事務次官に相当する公務員であつて大統領令で定める公務員
 - 二 気候変動、エネルギー資源、排出権取引制度など低炭素緑色成長に関する学識と経験が豊富な者の中で割当委員会委員長が委嘱する者

- 4 委員のうち、公務員でない委員の任期は二年とする。ただし、一回に限り、再任することができる。
- 5 割当委員会の事務を処理するため、大統領令で定めるところにより割当委員会に幹事委員一人を置き、国家排出権割当計画の策定準備等の事務を取扱うものとする。
- 6 この法律に規定したもののほか、割当委員会の構成及び運営等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

(割当対象業者の指定等)

第七条 政府は毎計画期間の開始前までに、大統領令で定める手続きにより次の各号の割当対象業者を指定し、告示しなければならない。新規参入者等により市場参加者に変更があれば、かかる事項を毎年官報に告示しなければならない。

- 一 基本法第四十二条第五項に規定する管理業者のうち、温室効果ガスの排出量が基準年における基準量を超える業者
- 二 大統領令で定める基準量以上の温室効果ガス排出業者のうち、この法律に規定する排出権取引制度に自発的に参加する業者
- 2 新規参入者は、割当対象業者の指定を受けた次の履行年度から、この法律の適用を受け、排出権の割当を受けるものとする。
- 3 第一項第二号の規定により排出権取引制度に自発的に参加する者は、大統領令で定める手続きにより参加を申請しなければならない。
- 4 第一項に規定する指定に異議がある者は、告示の日から三十日以内に、指定に係る資料を添付して異議申立てをすることができる。この場合、政府は当該申請に係る再審査を行うものとし、当該申請を受けた日から三十日以内に、その結果を当該申請者に通知しなければならない。

(割当方法)

第八条 計画期間中の排出権の有償及び無償割当の比率は次の各号に規定するとおりとする。

- 一 第一次計画期間においては、無償割当比率を全体割当量の100分の90以上とする。
- 二 第二次計画期間においては、国際的動向と第一次計画期間に対する評価に基づき、無償割当比率を大統領令で定める。
- 三 第三次計画期間以降は、すべてを競売方式により有償で割り当てる。
- 2 政府は、新規参入者のために、産業及び経済の動向並びに投資の展望等を考慮して、適正規模の排出権を予備分として確保しなければならない。

- 3 政府は、排出権を有償で割り当てる場合には、国内産業の国際競争力に及ぼす影響、国際的動向及び確保された財源の効率的な配分方法等を考慮して、割当の有無及び割当比率を決めなければならない。
- 4 第一項から第三項までに規定した事項のほか、計画期間における有償割当の比率、排出権の競売方法等割当のために必要な具体的な事項は大統領令で定める。

(排出権の申請)

第九条 割当対象業者は、計画期間の開始前に、第二十条に規定する検証機関の検証を受けた無償割当排出権配分申込書（以下「配分申込書」という。）を作成して、大統領令で定めるところにより電子的方式で政府に提出しなければならない。

- 2 配分申込書には次の各号の事項が記載されなければならない。
 - 一 計画期間における排出権総申請数
 - 二 履行年度別排出権申請数
 - 三 申込書提出以前三年間の総排出量
 - 四 計画期間内の施設の拡張及び変更計画
 - 五 計画期間内の燃料及び原料消費計画
 - 六 計画期間内の温室効果ガス削減設備及び技術の導入計画
 - 七 第四号から第六号に規定する事項による排出量増加及び減少の予想値
- 3 計画期間中、割当対象業者は、計画期間における排出権総申請数の範囲内で、大統領が定める手続きにより履行年度別の排出権について変更申請をすることができる。
- 4 第一項から第三項までに規定された事項のほか、排出権申請手続、履行年度別排出権変更申請に対する承認及び新規参入者の排出権申請等に必要な事項は大統領令で定める。

(排出権の割当手続)

第十条 政府は、第九条に規定する無償割当配分申込申請を受けたときは、第五条に規定する割当計画、第八条に規定する割当の方法及びその他大統領令で定めるところにより、次の各号の事項を考慮して、割当対象業者に計画期間の総排出権と履行年度別排出権を割り当てる。

- 一 第十六条に規定する割当対象業者の排出権の提出に関する事項
- 二 貿易集約度及び炭素集約度に関する事項
- 三 割当対象業者間の公平性
- 四 部門別温室効果ガス削減技術水準及び国際競争力に関する事項

五 第二十六条に規定する早期削減行動の認定に関する事項

- 2 第一項の割当に対して、割当対象業者は、大統領令で定める手続きにより割当に係る資料を添付して異議申立てをすることができる。政府はその内容について再審査した後、割当対象業者に通知しなければならない。
- 3 第九条第三項の規定により割当対象業者が履行年度別排出権申請数に対する変更申請をした場合、政府は、大統領令で定める基準に従い、履行年度別排出権を変更して割り当てることができる。
- 4 排出権は、第十九条に規定する排出権登録簿の該当割当対象業者の口座に、割当を受けた排出権についての記録を行う方式により配分される。
- 5 割り当てられた排出権は、排出権登録簿に記録を受けた時点から効力を持ち、該当する計画期間内においてのみ有効となるものとする。
- 6 第一項から第五項までに規定した事項のほか、排出権の割当手続等に関する具体的な事項は、大統領令で定める。

(排出権割当の取消し)

第十一条 政府は、割当対象業者が次の各号に掲げる事項に該当する場合は、第十条の規定による排出権割当を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正な方法で排出権を申請して割当を受けた場合
- 二 偽りその他不正な方法で排出権の変更申請をした場合
- 三 割当対象業者の全体施設の閉鎖
- 四 施設の稼働開始日の後正当な理由なく三か月以内に施設を稼働しない場合
- 五 施設の稼働が一年以上停止した場合
- 六 第二十条に規定する報告義務を履行しなかった場合

- 2 政府は、割当を取り消した場合には、第二十三条に規定する実態調査等の方法を通じた排出権の再割当及び第七条に規定する割当対象業者の指定の取消しをすることができる。
- 3 排出権割当の取消し方法及び手続き、再割当の方法及び手続き、取り消された排出権の処理及び割当対象業者指定取消し等に関する具体的な事項は大統領令で定める。

第三章 排出権の取引

(排出権取引への参加)

第十二条 次の各号に掲げる者は、第十九条に規定する排出権登録簿の口座に

登録することにより、取引参加者になることができる。

- 一 第七条に規定する割当対象業者
 - 二 第一号に掲げる者を除く大韓民国の個人又は法人
 - 三 大韓民国政府と相互排出権取引を合意した第三国の個人又は法人
- 2 第七条第一項第二号に規定する割当対象業者は、排出権の割当を受けた後、複数の同種事業者を代理する代理人を指定すること又は信託の方法により取引に参加することができる。
- 3 次の各号に該当する行為をした個人又は法人に対し、排出権取引の参加を制限することができる。
- 一 詐欺その他不正な方法による市場操縦行為
 - 二 効力が切れた排出権を取引する行為
 - 三 その他「資本市場と金融投資業に関する法律」に規定する市場操縦行為
- 4 その他第一項から第三項に規定する取引参加申請方法及び手続き、代理人又は信託の代表者の指定及び取引参加手続き、取引参加制限等に関する具体的な事項は大統領令で定める。

(排出権の取引)

第十三条 取引参加者が保有する排出権は、第十八条に規定する排出権取引所等を通じて量又は数の譲受（以下「譲渡等」という。）の方法で取引することができる。

- 2 排出権の譲渡等の効力は、当該排出権が第十九条に規定する排出権登録簿にその内容を記録することにより生ずる。
- 3 排出権の取引は、第二条第一号に規定する温室効果ガスを大統領令で定める方法及び基準により二酸化炭素で換算して一トンに該当する排出量を国家排出権割当単位により取引するものとし、最小取引単位は大統領令で定める。

(排出権の繰越及び借入)

第十四条 政府は、割当対象業者が第十六条の規定により排出権の提出が完了した後も排出権を超過して保有しているときは、その超過分を計画期間内の次の履行年度に使用することを承認することができる。

- 2 政府は、割当対象業者が履行年度後に排出量に相当する排出権を提出できないと見込まれるときは、計画期間において大統領令で定める借入比率の限度において、計画期間における他の履行年度の排出権を、履行年度に対する排出権の提出のために借り入れることを承認することができる。
- 3 第一項及び第二項に規定する排出権の繰越及び借入に関する手続き並びに許容限度等、具体的な事項については大統領令で定める。

(排出権取引市場の安定化)

第十五条 政府は、排出権の市場取引価格に関して次の各号に掲げる事態が発生する又はその深刻なおそれがある場合には、大統領令で定める手続きにより市場安定化措置をとることができる。

- 一 排出権の価格が六か月連続で過去二年間の平均価格より大統領令で定める比率以上の高い価格で持続的に取引される場合
 - 二 買占め又は売り惜しみ等の方法により過度な数量の取引が行われ又はその恐れがある場合
 - 三 不当に価格が形成され又はその恐れがある場合
 - 四 その他排出権取引市場の秩序の維持又は公益の保護のため必要な場合
- 2 第一項に規定する市場安定化措置は、次の各号に掲げる方法等を考慮して取られなければならない。
- 一 有償割当量の早期競売
 - 二 新規参入者のための排出権予備分の 25/100 までの競売の許容
 - 三 割当対象業者の取消し及び排出権最大保有限度の指定
 - 四 その他国際的に認められる排出権価格安定化措置
- 3 第一項に規定する市場安定化措置は、事前に緑色成長委員会の審議を経なければならない。

(排出権の提出)

第十六条 割当対象業者は、第二十二条の規定により認証を受けた温室効果ガス排出量に相当する排出権を、大統領令で定める手続きにより政府に提出しなければならない。

- 2 政府は、第一項により提出された排出権の内容を確認して、その内容を電子的方式により排出権登録簿に記録しなければならない。
- 3 履行年度が終了した後三か月が経過したとき、当該履行年度に発行された排出権のうち、提出又は繰り越されずに残存する排出権は消滅する。
- 4 計画期間が終了した後六か月が経過した排出権は自動的に消滅する。

(国際排出権市場との関係等)

第十七条 政府は「気候変動に関する国際連合枠組み協約」及び「京都議定書」による削減義務対象国（附属書 I 国又は附属書 B 国）の排出権市場又は国際的に信頼性のある方法で温室効果ガス排出量を測定、監視及び検証していると認められる国家との合意書に基づき、大統領令で定めるところにより国内排出権市場を国際排出権市場と関係することができる。この場合、政府は国

- 外で発行される排出権の総数を制限することができる。
- 2 国内で認められる国外排出権単位の取引に対しては、この法律に規定する排出権の取引に関する規定が同様に適用され、国内排出権と同じ取扱いを受けるものとする。
 - 3 国外で発行された排出権の認定手続き及び方法、国外排出権の国内排出権登録簿への登録手続き等に関する事項は大統領令で定める。

(排出権取引所)

- 第十八条 政府は、排出権の公正な価格形成及び売買その他の取引の安全性及び効率性を確保するため、排出権取引所を指定又は設立することができる。
- 2 排出権取引所の指定又は設立に関する手続き、排出権取引所の業務及び監督等に関する具体的な事項は大統領令で定める。

(排出権登録簿)

- 第十九条 政府は、排出権の割当、取引、譲渡等と関連した事項を持続的に管理するため、排出権取引登録簿（以下「排出権登録簿」という。）を運営するものとする。排出権登録簿は、基本法第四十五条に規定する温室効果ガス排出管理制度と連携できるように、電子的方式で管理されなければならない。
- 2 排出権登録簿には、次の各号の事項を記録しなければならない。
 - 一 排出権の総数量
 - 二 国家所有の管理口座
 - 三 割当対象業者名義の排出権口座
 - 四 排出権取引に参加する個人又は法人名義の排出権口座
 - 五 認証済み排出量の目録
 - 六 発行された排出権の目録
 - 七 排出権の取消し量及び提出に関する事項
 - 八 その他大統領令で定める事項
 - 3 政府は排出権登録簿で管理する情報の保護及び保安に対する措置を講じなければならない。
 - 4 その他排出権登録簿の記載事項の更生、情報公開等管理及び運営に関する具体的な事項は大統領令で定める。

第四章 排出権の報告、検証及び認証

(排出量の報告及び検証)

第二十条 割当対象業者は、履行年度別温室ガス排出量に対し大統領令で定めるところにより測定、監視及び検証が可能な方式で明細書を作成し、政府に報告しなければならない。

- 2 割当対象業者が第一項に規定する報告をするときは、明細書の信頼性の有無について、基本法第四十四条第二項に規定する外部の第三者検証機関（以下「検証機関」という。）の検証を受けなければならない。
- 3 第一項及び第二項に規定する内容の他、温室ガス排出量の報告及び検証に関する方法及び手続き等に関する具体的な事項は大統領令で定める。

（排出量の検証機関の指定等）

第二十一条 検証機関は、基本法第四十二条第九項の規定により指定され、告示された機関をいう。

- 2 検証機関は、割当対象業者の明細書の内容が第二十条の規定により作成されておらず、実際の排出量と明細書の内容が一致しなかった場合、その内容を割当対象業者に通知しなければならず、この場合、割当対象業者は必要な修正をしなければならない。
- 3 政府は、検証機関の適格性に対し定期的に事後評価等を実施して管理するものとし、検証結果の重大な誤り等適格性違反事由に該当する場合には、検証機関の指定取消し等の措置をとることができる。
- 4 第一項から第三項までに規定した事項のほか、検証機関に対する管理及び運営に関する具体的事項は大統領令で定める。

（排出量の認証等）

第二十二条 政府は、第二十条の規定により報告された割当対象業者の温室効果ガス排出量の内容について、その適切性を評価して排出量を認証し、その結果を排出権登録簿に記録するものとする。

- 2 政府は、第一項の認証業務及び第二十五条に規定するオフセット業務に関する専門的な事項を検討、審議及び調整するため、排出量認証委員会（以下「認証委員会」という。）を設置することができる。
- 3 認証委員会の構成、認証計画及び認証指針に係る重要事項、認証の方法及び手続き等に関する具体的な事項は大統領令で定める。

（実態調査）

第二十三条 政府は、第九条に規定する排出権申請、第二十条に規定する報告及び検証、第二十六条に規定する早期削減実績の認定等の適正性を確認するために必要な場合は、実態調査をすることができ、割当対象業者に対し報告

及び資料の提出を求めることができる。この場合、割当対象業者は、特段の事由がない限り、これに従わなければならない。

第五章 オフセット

(オフセット)

第二十四条 政府は、割当対象業者が、この法律に規定する排出権取引制度が適用されない国内外において、国際的に認められる測定、監視及び検証が可能な方法で自発的に実施した温室効果ガス削減量については、次の各号を考慮して、大統領令で定める国内及び国外認定限度に達するまで、排出権のオフセットとして認定することができる。この場合、「気候変動に関する国際連合枠組み条約の京都議定書」に規定する排出権を含むことができる。

一 排出量削減に必要とされる費用がこの法律で適用を受ける割当対象業者の平均的な費用に比べて著しく低くないこと

二 排出権が過剰に供給されて排出権の価格が著しく低くなるなど排出権市場を安定的に運営するのに影響を及ぼさないこと

2 政府は、第一項に規定するオフセットの範囲及び基準等に関する具体的な事項を定め、認証委員会の審議を経て、オフセットによる温室効果ガス削減量を認証するものとする。

3 オフセットに関する事業に参加しようとする者は、大統領令で定めるオフセット申込書を作成して、電子的方式で政府に提出しなければならない。

4 政府は、オフセットに関する実績の登録及び発生した排出権の報告、登録、検証、認証及び処分等の内訳をオフセット登録簿で管理するものとし、排出権登録簿と有機的に連携できるように、電子的方式で管理するものとする。

5 第一項から第四項までに規定する内容のほか、オフセットの対象分野、オフセットの事業申請及びオフセット登録簿の管理等に関する具体的な事項は大統領令で定める。

(オフセット事業の妥当性評価及び認証等)

第二十五条 政府は、オフセット事業申請者が申請した削減事業に対し、対象事業の追加性等次の各号の事項に対する妥当性評価を行わなければならない。

一 外部削減事業の一般事項

二 外部削減事業の実効性

三 外部削減事業による温室効果ガスの削減、吸収又は除去の効果の持続性

四 外部削減事業の追加性

- 五 外部削減実績の定量化方法の妥当性
 - 六 基準排出量算定方法論の適合性
 - 七 外部削減実績の算定方法の適合性
 - 八 環境及び関連法規への抵触の有無
- 2 政府は、第一項に規定する妥当性評価結果及び次の各号の基準を考慮して、オフセット実績を認証するものとする。
- 一 当該事業の追加性に関する事項
 - 二 オフセット実績の持続性及び定量化された検証の可能性に関する事項
 - 三 オフセット事業の推進方法の適切性に関する事項
- 3 オフセット事業を通じて発生した排出権の認証有効期間は七年とし、一回に限り延長できるものとする。山林分野の吸収源関連事業の排出権の認証有効期間は二十年とし、延長はできないものとする。
- 4 第一項及び第三項に関する具体的な事項は大統領令で定める。

(早期削減実績の認定)

- 第二十六条 政府は、この法律による排出権取引制度が施行される以前に第二十条の検証機関の検証を受けた温室効果ガス排出削減量について、第五条に規定する割当計画の策定及び第十条に規定する排出権の割当の際に考慮することができる。
- 2 早期削減実績は、国家温室効果ガス削減目標の効果的な達成及び排出権取引市場の安定的運営のため、その認定量を総排出権数量に対する一定比率以内に制限することができる。
- 3 第一項及び第二項に規定する早期削減実績の認定基準及び手続き等関連する具体的な事項は大統領令で定める。

第五章 雑則

(国際協力)

- 第二十七条 政府は、国際的な気候変動対策の取組に参加して、国際的に連携可能な排出権取引制度の運営のために技術開発及び協力、専門家交流、国際会議、共同調査及び研究等を行う排出権取引制度国際協力専門機関を指定又は設置することができる。
- 2 政府は第一項の事業を行うために必要な予算を支援することができる。

(基金の造成及び運営)

第二十八条 政府は、温室効果ガスの削減、エネルギーの節約及び低炭素緑色産業の振興のために低炭素緑色基金（以下「基金」という。）を設置するものとする。

2 基金は、次の各号の事業のために用いるものとする。

- 一 排出施設の温室効果ガス削減設備に対する支援
- 二 再生エネルギー等の研究開発事業に対する支援
- 三 低炭素緑色産業の調査、研究及び広報に関する支援
- 四 排出権取引所の運営又は設立に対する支援
- 五 その他大統領令で定める低炭素緑色成長促進と関連した重要な事業

3 基金は次の各号を財源とするものとする。

- 一 排出権の競売収益金
- 二 排出権取引所の収益金
- 三 第三十条に規定する手数料
- 四 基金の運用による収益金

4 政府は、第一項により設置された財源のほか、基金の負担で他の基金等から資金を借入れることができる。

5 政府は、基金の運用及び管理に関する業務の一部を大統領令で定める方法により他の団体に委託することができる。

6 その他基金の管理機関及び運営等に必要事項は大統領令で定める。

（権限の委託）

第二十九条 次の各号に関する政府の権限は、大統領令で定めるところにより、その一部を所属機関又は関連政府機関に委託することができる。

- 一 第十九条に規定する排出権登録簿の管理
- 二 第二十四条第四項に規定するオフセット登録簿の管理
- 三 第二十五条に規定するオフセット事業の妥当性評価

（手数料）

第三十条 排出権の取引、排出権登録簿の閲覧又はその写しの交付を請求する者は、手数料を納付しなければならない。

2 手数料の納付基準及び手続き等に関する具体的事項は大統領令で定める。

（課徴金）

第三十一条 政府は、第十六条の規定により割当対象業者が提出した排出権が第二十二条の規定により認証した温室効果ガス排出量に対して不足するときは、その不足分の二酸化炭素 1 トン当たり 100 万ウォンの範囲内であって、

排出権平均市場価格の五倍以下とする課徴金を賦課することができる。

(罰則)

第三十二条 次の各号に該当する者は、大統領令で定めるところにより一億ウォン以下の罰金に処する。

- 一 偽り又は不正な方法で排出権の割当を受けた者
- 二 悪意又は不正な方法で排出権を登録した者

(過怠金)

第三十三条 次の各号に該当する者は、大統領令に定めるところにより五千万ウォン以下の過怠金を賦課徴収する。

- 一 第十六条に規定する排出権の提出をしない者
- 二 第二十条に規定する報告をしない又は虚偽の報告をした者
- 三 第二十一条第二項による修正をしない者

附 則

(施行日)

第一条 この法律は、公布後六か月が経過した日から施行する。

(第一次国家割当計画期間に関する特例)

第二条 法第五条の規定にかかわらず、第一次排出権計画期間は 2013 年 1 月 1 日から 2015 年 12 月 31 日までとする。

(経過措置)

第三条 法施行当時、基本法第四十二条第五項の規定により温室効果ガス削減目標、エネルギー節約目標及びエネルギー利用効率目標を受けた者に対しては、法第五条の規定により割当を受けたものとみなす。

< 議案所管部署名 >

国務総理室国政運営二室 緑色成長担当	
連絡先	(02) 2100 - 2342